

公 告

防衛省陸上自衛隊
伊丹駐屯地業務隊長

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 陸上自衛隊伊丹駐屯地（以下「伊丹駐屯地」という。）において、通年展示即売会及び駐屯地行事等野外壳店の設置及び経営を行う業者を募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 細部は募集要領による。

2 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 公募に付する事項

- (1) 設置及び経営場所
兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 伊丹駐屯地

(2) 公募業種及び店舗数

ア 通年展示即売会

(ア) 業 種

不 問（食品販売、物品販売、各種サービス（自転車修理・販売等））

(イ) 店舗数

不 問

(ウ) ふさわしくない業種

不動産経営等、公務員の兼業兼職に抵触する業種

イ 駐屯地行事等野外壳店

(ア) 業 種（駐屯地行事にふさわしくないものを除く。）

駐屯地行事（仮称：桜まつり）、納涼夏まつり行事、方面隊創隊記念行事

食品（生鮮食品を除く。）、飲料（アルコール類は別示）、物販（自衛隊グッズ）、遊技等

(イ) 店舗数

実施の計画並びに応募状況を勘案し、業者を決定（20店舗程度）

(3) 営業期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

4 説明会

(1) 日 時

令和8年10月30日（金）1100～1200

(2) 場 所

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

陸上自衛隊伊丹駐屯地 厚生センター2F（多目的ホール）

(3) 説明事項

募集要領、仕様書内容及び現場説明

(4) 携行品

募集要領、仕様書、参加者の印鑑（認印可）

(5) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加希望者は、①会社名、②参加者役職氏名（各業者2名以内）、③応募業種、④連絡先を令和8年10月26日（月）1200までに書面（様式自由）にて、持参、郵送及びFAXのいずれかの方法により問い合わせ先まで通知してください。

なお、郵送及びFAXでの通知の場合は、届いたことを確実に確認してください。

ウ 伊丹駐屯地に来られる際は、公共交通機関を利用してください。

5 その他

細部についての内容は、募集要領による。

6 問い合わせ先

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊厚生科（担当 竹田）

電 話 072-782-0001（内線3197、FAX3262）

「陸上自衛隊伊丹駐屯地における通年展示即売会及び駐屯地行事等野外交店の設置及び経営」募集要領

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1に所在する陸上自衛隊伊丹駐屯地において、隊員及び来隊者等の利便性を確保するため、通年展示即売会及び駐屯地行事等野外壳店の設置及び経営をする業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名所

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1
陸上自衛隊伊丹駐屯地

4 設置条件

(1) 通年展示即売会

ア 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

イ 店舗数

不問

ウ 店舗区画

(ア) 屋外（厚生センター前広場）

① 区画 24.00㎡を基準とする。

② 区画 24.00㎡を基準とする。

(イ) 屋内（厚生センター1階ホール）

③ 区画 3.00㎡を基準とする。

④ 区画 3.00㎡を基準とする。

⑤ 区画 12.00㎡を基準とする。

⑥ 区画 12.00㎡を基準とする。

⑦ 区画 12.00㎡を基準とする。

(ウ) 移動販売車による参加を希望する場合は24.00㎡（6m×4m）を基準とする。

エ 応募業種

不問（食品販売、物品販売、各種サービス（自転車修理等））

なお、不動産経営等、公務員の兼業兼職に抵触する業種は除く。

オ その他

仕様書（別紙第3）のとおり。

(2) 駐屯地行事等野売店

ア 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

イ 店舗数

駐屯地行事等の実施計画並びに応募状況を勘案し、業者数を決定する。

ウ 店舗企画

屋外1テント分24.00㎡（6m×4m）を基準とする。

エ 応募業種

下記のとおり。ただし、駐屯地行事等にふさわしくないものを除く。

駐屯地行事（仮称：桜まつり）、納涼夏まつり行事、方面隊創隊記念行事

食品（生鮮食品を除く。）、飲料（アルコール類は別示）、物販（自衛隊グッズ）、遊戯等

オ その他

仕様書（別紙第3）のとおり。

なお、通年展示即売会の公募に参加する業者のみに駐屯地行事等野外壳店の公募への参加を認める。

5 応募手続き等

(1) 業者説明会

仕様書の説明、現地確認及び企画提案書の作成要領について説明会を実施する。

ア 日時：令和8年10月30日（金）1100～1200

イ 場所：陸上自衛隊伊丹駐屯地 厚生センター2階（多目的ホール）

(2) 申請書等の提出

設置を希望する者は、令和8年11月9日（月）1200までに（土、日及び祝日を除く。）下記のとおり提出する。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（付紙第1）

(イ) 企画提案書35部（付紙第2-1、付紙第2-2）

以下の事項について、必ず記載する。また、付紙第2、第3、第4については、参加する公募（通年展示即売会、駐屯地行事等野外壳店又は両方）に応じて提出する。

a 主な販売予定商品・販売価格表（付紙第3-1、付紙第3-2）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・産廃物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 陸上自衛隊伊丹駐屯地における営業方針

g その他アピールポイント

h 出店要望日及び希望区画表（付紙第4-1、付紙第4-2）

(ウ) 企画提案書附属書類35部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各 1 部

公募に参加する者に必要な資格を確保するため、以下の関係書類を併せて提出する。

なお、関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

- a 業務確約書（付紙第 5）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人の場合は書式その 3 の 2、法人の場合は書式その 3 の 3）
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合）
- h 誓約書（付紙第 6）
- i 役員名簿（付紙第 7）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを b、c 及び d に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1－1

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊厚生科（担当：竹田）

電話 0 7 2 （ 7 8 2 ） 0 0 0 1 （内線 3 1 9 7）

(3) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納したことがある場合（している場合）
- カ その他、違反と認められる場合

(4) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 業者決定日等

各応募業者に対し、令和 8 年 1 2 月下旬（予定）、書面により通知する。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

陸上自衛隊伊丹駐屯地内において、通年展示即売会及び駐屯地行事等野外壳店を設置し経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（通年展示即売会）

会 社 名：

a	主な販売予定商品・販売価格表（付紙第 3 - 1）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
c	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
d	衛生管理方法
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
f	陸上自衛隊伊丹駐屯地における営業方針

g その他のアピールポイント

h 出店要望日及び希望区画表（付紙第4－1）

企画提案書（駐屯地行事等野販売店）

会 社 名：

a	主な販売予定商品・販売価格表（付紙第 3 - 2）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
c	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処理方法
d	衛生管理方法
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
f	陸上自衛隊伊丹駐屯地における営業方針

g その他のアピールポイント

h 出店要望日及び希望区画表（付紙第 4－2）

主な販売予定商品・販売価格表（通年展示即売会）

[illegible]

主な販売予定商品・販売価格表（駐屯地行事等野販売店）

[illegible]

出店要望日及び希望区画表（通年展示即売会）

設置業種

	出店希望日	使用形態	希望区画
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

なお、出店希望日は令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間のみ受付ける。

欄が不足する場合は、別葉に記載

（記入例）

設置業種 食品販売

	出店希望日	使用形態	希望区画
1	令和9年4月 9日	屋 外	①
2	令和9年5月19日	屋 内	⑤
3	令和9年6月25日	移動販売車	②

※希望区画については属紙参照

駐(分)屯 地 名	伊丹駐屯地	図 面	売店区画図	建物 番号	221	縮 尺	作成年月	図面番号 及び番号	
						1/350	2.9.11		

1,000	3,000	2,000	11,000	4,000	3,000	3,000	2,500	2,500	7,000		
	5,000	5,500	5,500	5,000	5,000	7,500	7,500	7,000	7,000		
	6,000	50,000								3,000	
	56,000										4,000

※図中①～⑦の希望される場所を斜線で塗ってください

出店要望日及び希望区画表（駐屯地行事等野販売店）

設置業種

行事の実施の有無については、中止等、変更する場合がある。

	出店希望日	時期	使用形態	使用面積
1	※駐屯地前日行事(仮称：桜まつり)	4月上旬		
2	駐屯地行事（仮称：桜まつり）	同上		
3	納涼夏祭り行事	7月下旬～ 8月上旬		
4	※方面隊創隊記念前日行事	11月～ 12月上旬		
5	方面隊創隊記念行事	同上		

※印 下の記入例にしたがって出店の有無を明確に記入して下さい。

(記入例) 設置業種 食品販売

	出店希望日	時期	使用形態	使用面積
1	駐屯地前日行事（仮称：桜まつり）	4月上旬	出店する (テント)	24.00 m ²
			出店しない	
2	駐屯地行事（仮称：桜まつり）	同上	テント	24.00 m ²
3	納涼夏まつり行事	7月下旬～8 月上旬	移動販売車	24.00 m ²
4	方面隊創隊記念前日行事	11月～ 12月上旬	出店する (テント)	24.00 m ²
			出店しない	
5	方面隊創隊記念行事	同上	テント	24.00 m ²

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊伊丹駐屯地内における通年展示即売会及び駐屯地行事等野外壳店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

⑩

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓約書

☐私

☐当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異義は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名称

㊞

令和 年 月 日

[illegible]

仕 様 書
(通年展示即売会及び駐屯地行事等野外交店)

1 業務件名

陸上自衛隊伊丹駐屯地内における通年展示即売会及び駐屯地行事等野外交店の設置及び経営

2 業務内容

- (1) 通年展示即売会
1年を通じた展示即売会の設置及び経営
- (2) 駐屯地行事等野外交店
駐屯地行事等野外交店の設置及び経営

3 設置場所及び設置面積

- (1) 通年展示即売会
募集要領のとおり。
- (2) 駐屯地行事等野外交店
募集要領のとおり。
なお、設置場所は別途協議する。

4 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

5 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、通年展示即売会及び駐屯地行事等野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
ア 国が使用財産を使用するとき。
イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還する。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

6 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

7 国有財産使用料

丙は、乙に通年展示即売会及び駐屯地行事等野外交売店の設置に係る面積と日数に応じた国有財産使用料を支払う。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下の予定とする。

屋内：日額約 19 円／㎡（消費税別）

屋外：日額約 8 円／㎡（消費税別）

ただし、令和 9 年度に使用許可使用料を算定する際、時点修正を行うため単価の変動が予想されることを了承されたい。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付する。

8 営業日及び営業時間

(1) 通年展示即売会

ア 営業日

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日の間で、乙が許可した日

イ 営業時間

原則として、1000～1800 の間とし、それ以外は別途協議

(2) 駐屯地行事等野外交売店

ア 営業日

令和 9 年度の駐屯地行事（仮称：桜まつり）、納涼夏祭り行事、方面隊創隊記念行事

実施日

イ 営業時間

原則として、行事の実施中

9 費用の負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において通年展示即売会及び駐屯地行事等野外交売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、甲が伊丹駐屯地消防規則等その他関係規則に基づき実施する防火管理指導において、防火管理上の不備事項を指摘された場合、これに従い、速やかに改善して甲に対し、報告する。
- (4) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (5) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (6) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (7) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書によるものとする。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告する。
- (2) 丙は、甲が陸上自衛隊環境衛生規則に基づき実施する環境衛生監視指導において環境衛生管理上の不備事項を指摘された場合、これに従い、速やかに改善して甲に対し、報告する。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しない。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たっては、甲の担当職員の指示に従う。
- (3) 通年展示即売会及び駐屯地行事等野外壳店の設置、移設及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の担当職員の指示に従う。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担する。
- (5) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従う。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売する。
- (7) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第3章第2節で定められた制服及び作業服等並びに階級章、防衛記念章の販売は認めない。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲の担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応する。
- (9) 丙は、設置場所周辺の清掃を使用の都度行い、衛生管理について一切の責任を負う。
- (10) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支決算書を翌年5月末日までに甲の担当職員に提出する。
- (11) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））等、甲の担当職員の指示する書類を提出する。
- (12) 丙は、本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。
- (13) 丙は、営業の開店準備及び撤収において著しく時間を要しない。
（営業開始2時間以内に準備を完了する。また、営業終了後1時間以内に退去する。）
- (14) 丙は、営業の際、駐屯地行事等野外壳店出店において、防火管理上のため消火器の設置を義務付ける。なお通年展示即売会における消火器の設置については別途指示する。

17 その他

有事（災害派遣等）における活動及び大規模訓練等の実施並びに天候不良等の理由で、通年展示即売会及び駐屯地行事等野外壳店の出店が中止又は営業日
が変動する場合がある。